

「最終報告」（平成29年4月21日 天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議）
（抄）

おわりに

（略）

今回、今上陛下の退位が実現され、皇太子徳仁親王殿下が新たな天皇に即位されることとなれば、皇族数の減少に対してどのような対策を講じるかは一層先延ばしのできない課題となってくるものと考えられる。

皇室典範第12条によれば、「皇族女子は、天皇及び皇族以外の者と婚姻したときは、皇族の身分を離れる」とされている。現在皇孫世代における皇族男子は、悠仁親王殿下お一方である。内親王殿下及び女王殿下は7方いらっしゃるが、天皇及び皇族以外の男性と婚姻された場合、皇族の身分を失うこととなり、将来、悠仁親王殿下と同年代の皇族がお一人もいらっしゃらなくなることも予想される。

皇室典範は、皇族たる皇室会議議員及び予備議員として、4方以上の一定数の成年皇族の存在を前提としている。

また、臨時代行制度は、今後も柔軟に活用されていく必要があると思われるが、この制度の円滑な活用を可能とするためにも、一定数の成年皇族が必要となる。

したがって、国民が期待する象徴天皇の役割が十全に果たされ、皇室の御活動が維持されていくためには、皇族数の減少に対する対策について速やかに検討を行うことが必要であり、今後、政府を始め、国民各界各層において議論が深められていくことを期待したい。

（※下線は事務局において付した）